

交通管理等業務に関する監督及び検査要領

(平成 18 年 2 月 20 日制定・平成 18 年要領第 25 号)

改正 平成 22 年 3 月 25 日 平成 22 年要領第 42 号 (イ)

改正 平成 28 年 2 月 15 日 平成 28 年要領第 25 号 (ロ)

目 次

- 第 1 章 総 則 (第 1 条～第 3 条)
- 第 2 章 監 督 (第 4 条～第 6 条)
- 第 3 章 検 査 (第 7 条～第 1 5 条)
- 第 4 章 業務の実施 (第 1 6 条・第 1 7 条)
- 第 5 章 その他 (第 1 8 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要領は、西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が締結した交通管理等業務（交通管理、法令違反車両取締等、交通管制）（以下「業務」という。）の契約の履行に係る監督及び検査に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって業務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(監督員)

第 2 条 契約責任者（西日本高速道路株式会社契約規程（平成 1 7 年規程第 1 3 号。以下「契約規程」という。）第 5 条第 1 項第 1 項の一に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、補助者として業務の実施を監督するための契約責任者補助（西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成 1 7 年細則第 7 号。（以下「契約細則」という。））第 2 条第 3 項に規定する契約責任者補助をいう。以下「監督員」という。）を置く。(イ)

2 監督員は次の各号に掲げる者とする。

- 一 交通管理の業務については、当該業務を実施する道路の管理を分掌する事務所等の長及び当該業務を実施する道路を所掌する道路管制センターの長
- 二 法令違反車両取締等の業務については、当該業務を実施するために必要な基地が存する事務所等及び当該業務を行う道路の管理を分掌する事務所等の長並びに当該業務を実施する道路を所掌する道路管制センターの長
- 三 交通管制の業務については、当該業務を実施する道路を所掌する道路管制センターの長

3 前項第 1 号及び第 2 号に規定する業務については、道路管制センターの長と事務所等の長との監督事務の分掌を次の各号に掲げるとおりとする。なお、詳細については、別紙 1 に掲げる例示を標準とすること。

- 一 道路管制センターの長は、無線通話の統制、無線通信及び有線通信による指令、非常電話の運用並びにこれらに関連する交通管理の実施に関することを監督する。
- 二 事務所等の長は、前号に掲げる事務に関するもの以外のことを監督する。

4 交通管理業務の基地の管轄区間が、複数の事務所の管轄区間に跨る場合の監督事務の取扱については次の各号に掲げるとおりとする。

一 監督権限のうち事務所等の長に関するものについては、「基地が所在する事務所（以下「基地所在事務所」という）」と「基地が所在する事務所以外の事務所（以下「他の事務所」という）」の2つに区分し、次表を標準とする。

業務 \ 監督員	基地所在事務所の長①	他の事務所の長②
基地内業務（出退勤、訓練、貸与品、車両点検等）	○	-----
上記以外の業務（①の事務所の管轄区間）	○	-----
上記以外の業務（②の事務所の管轄区間）	-----	○

二 業務に関する指示を他の事務所に所在する基地に行く場合は、当該他の事務所の長と協議する。

5 他の事務所の管轄区域の事象処理報告を受けた場合は、当該区域を管轄する事務所の長へ報告する。（ロ）

（検査員）

第3条 検査責任者（契約規程第5条第1項第2項に規定する検査責任者をいう。以下同じ。）

は、補助者として業務の検査を行うための検査責任者補助（契約細則第4条第1項に規定する契約責任者補助をいう。以下「検査員」という。）を任命書（別記様式第1号）により任命する。

2 検査責任者は、自己の所属する支社等の社員又は支社等の所轄する事務所等の社員のうちから検査員を任命する。

3 検査責任者は、当該業務の監督事務に従事する社員の所属するグループ、チーム及び事務所等以外の社員のうち、原則として2名以上を検査員に任命し、そのうち1名を主任検査員として検査に関する事務について他の検査員を総括させる。

4 前項に規定する監督事務に従事する社員の所属するグループ、チームは、監督員が道路管制センターの長である場合は管制チームのみを対象とする。

第2章 監督

（監督員の補助者）

第4条 監督員の事務を補助させるため、補助監督員を置くものとする。

2 補助監督員は、監督員の所属する事務所等又は道路管制センターの社員のうちから監督員が指名する。

3 監督員は、補助監督員を指揮監督する。

4 監督員は、契約書類で規定された権限の一部を補助監督員に委任することができる。

5 補助監督員として指名する者及び委任する権限は、次表を標準とする。

指名する者	交通管理	業務を実施する道路の管理を分掌する事務所等の交通管理担当課長及び業務を実施する道路を所掌する管制チームの管制司令 現地の事情を踏まえて、管制チームの統括司令を指名することができる
	法令違反車両取締等	業務を実施するために必要な基地が存する事務所等の交通管理担当課長、業務を実施する道路の管理を分掌する事務所等の交通管理担当課長及び業務を実施する道路を所掌する管制チームの管制司令 現地の事情を踏まえて、管制チームの統括司令を指名することができる
	交通管制	業務を実施する道路を所掌する管制チームの管制司令 現地の事情を踏まえて、管制チームの統括司令を指名することができる
委任する権限		総括業務責任者等への業務に関する指示等を行う権限

6 交通管理業務において、業務を実施する道路の管理を分掌する事務所の長は、次表の状況に限定して、次表に記載の者を任命することができる。なお、委任する権限についても次表によることとする。(ロ)

状況		夜間工事及び異常事象発生時の事務所体制構築時
指名する者	交通管理	業務を実施する道路の管理を分掌する事務所の社員
委任する権限		総括業務責任者等への、業務に関する通知、請求、注文、承諾又は協議を行う権限 総括業務責任者等からの報告の受理及び確認に関する権限

(監督員等の任務)

第5条 監督員及び補助監督員(以下「監督員等」という。)は、契約書、仕様書(これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。)、指示書及びその他これらを補足する書類(以下「契約書類」という。)に基づき、業務が完全に実施されるよう監督し、契約相手方(契約書に規定する総括業務責任者等を含む。以下同じ。)に対して必要な指示を与えなければならない。(ロ)

(監督員等の通知)

第6条 契約責任者は、監督員の氏名を契約相手方に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、第4条第2項に基づき補助監督員を指名したとき及び前条の規定により権限の一部を委任したときは、その者の氏名及びその権限の内容を契約相手方に通知しなければならない。補助監督員を変更したときも同様とする。

第3章 検査

(検査の種類)

第7条 この要領において検査とは実施業務部分検査、事前検査及び完了検査をいう。

- 2 実施業務部分検査は、部分払いを行う場合に部分払い対象実施業務の実施状況について行う。
- 3 事前検査は、履行期間末日が年度末日になる業務において実施する検査であり、原則として業務完了前の1ヶ月以内の検査時点までの業務全般に対して行う。
- 4 完了検査は、業務完了後に業務全般に対して行う。なお、前項の事前検査を実施した業務については、事前検査日から履行期間末日までの業務全般に対して行う。

(事前検査の依頼)

第8条 契約責任者は、事前検査を行おうとするときは、検査依頼書により、検査責任者に事前検査を依頼しなければならない。

- 2 検査責任者は、契約責任者から事前検査の依頼を受けたときは、事前検査を実施しなければならない。

(監督員の行う検査)

第9条 第7条第2項に規定する実施業務部分検査及び第7条第4項に規定する事前検査後の完了検査については、第3条第2項及び第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第2項に規定する監督員（但し、交通管理及び法令違反車両取締等の業務においては、当該業務を実施する道路を所掌する道路管制センターの長を除く。）を検査員とする。この場合において、検査責任者は、検査員の任命に係る辞令の交付は行わないものとする。

- 2 前項の検査については、第10条、第11条及び第12条の規定は適用しない。

(任命書の呈示)

第10条 検査員は、検査を行うにあたり任命書（別記様式第1号）を携帯し、検査に関わる者の要求があったときはこれを呈示しなければならない。

(検査に対する協力等)

第11条 検査員は、検査の実施のため必要があると認めるときは、監督員に書類及び物件の提示若しくは事実の説明を求め、又は人員、資器材等の提出について要求することができる。

(検査の内容)

第12条 実施業務部分検査は、契約相手方から提出される業務報告書の内容確認を行うことにより実施する。

- 2 事前検査は、契約相手方の立会のもとに、契約相手方から提出された書類を対象に事前検査日までの業務の完了について検査する。
- 3 完了検査は、契約相手方から完了届が提出された日から10日以内に契約相手方の立会のもとに、契約相手方から提出された書類を対象に業務の完了について検査する。
- 4 実施業務部分検査、事前検査及び完了検査の内容は、前第1項、前2項及び前3項に定めるものも含め、別紙2を標準とする。

(立会)

第13条 検査員は、検査の際、監督員及び必要に応じて補助監督員を立会させなければならない。

(検査の復命)

第14条 検査員は、実施業務部分検査を行ったときは実施業務部分検査調書(別記様式第2号)を、事前検査を行ったときは事前検査調書(別記様式第3号)を、完了検査を行ったときは完了検査調書(別記様式第4号)をそれぞれ作成し、検査責任者に復命しなければならない。

2 検査員は、事前検査又は完了検査を行ったときは別紙3の「事前・完了検査チェックシート」を作成し、事前検査調書又は完了検査調書に添えて、検査責任者に復命する。

(契約責任者への通知)

第15条 検査責任者は、前条の復命を受けたときは、速やかに審査の上、実施業務部分検査調書(別記様式第5号)、事前検査調書(別記様式第6号)又は完了検査調書(別記様式第7号)をそれぞれ添付のうえ、契約責任者に通知しなければならない。

第4章 業務の実施

(監督業務)

第16条 監督員は、業務を適正かつ円滑に実施するため、契約相手方に対し、次の各号に掲げる事項を遵守させるよう監督するものとする。

- 一 常に業務の円滑な実施が可能な体制を確保するとともに、その実施に際しては、会社の指示に従わせること。
- 二 各種報告にあつては、書面により確実に行わせること。
- 三 会社が貸与した事務所等建物、物品等及び会社が支給した物品等を善良な管理者の注意をもって管理及び使用を行わせること。
- 四 災害事故等に対する保安措置及びこれらの防止について万全を期すること。
- 五 契約書類に定められた事項を確実に履行させること。

(監督業務における禁止事項)

第16条の2 監督員等は、第5条に定める指示及び第16条に定める監督を実施する際、次の事項を行ってはならない。(ロ)

- 一 総括業務責任者及び業務責任者以外の者へ業務に関する直接指示を行うこと。なお、巡回責任者に対しては、巡回業務に関する以外の指示を行うこと。ただし、総括業務責任者、業務責任者不在時に緊急を要した場合を除くものとする。緊急を要した場合は、災害及び業務中事故等をいう。(ロ)
- 二 総括業務責任者及び業務責任者以外の者への業務の指示に関する電磁的記録の送付を行うこと。(ロ)
- 三 総括業務責任者及び業務責任者以外の者へ会議出席を指示すること。(ロ)

(指示事項)

第17条 監督員等は、契約相手方の業務の実施に関し、必要があるとき又は契約相手方から指示を求められたときは、契約相手方に対し、その都度速やかに適切な指示を与え、又は必要な報告を求めなければならない。

2 補助監督員は、前項の規定により指示を与え、または報告を求めることが第4条第4項で委任を受けた権限に該当しないときは、あらかじめ当該権限を有する者の指示を受けなければならない。ただし、緊急を要する事項又は軽易な事項についてはこの限りではない。

3 監督員等は、業務の実施に支障を及ぼす重大な事象が発生し、又は発生するおそれのあるときは、直ちに契約相手方に適切な措置をとらせなければならない。ただし、緊急時で指示を与える暇のないときは、契約相手方の判断で臨機の措置を行わせ、その結果を速やかに監督員等に報告させなければならない。

4 監督員等は、前各項の規定により契約相手方に指示（別に要領等で定めるものは除く。）を与えるときは、業務指示・打合簿により行わなければならない。ただし、緊急時で業務指示・打合簿により指示する暇がないとき又は軽易な事項については、この限りでない。なお、緊急時においては、事後速やかに業務指示・打合簿を作成し、契約相手方に通知するものとする。

第5章 その他

（様式）

第18条 この要領において、書類の様式について定めが無いものにあつては、現に効力を有する規程等で規定されている様式による。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

付 則（イ）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

交通管理の業務	事務所	道路管制センター
サービス		
出退勤の管理	○	
健康管理・訓練実施	○	
貸与品の点検整備手法	○	
一般的サービス(お客様への対応等)の履行	○	
定期・臨時巡回(巡回中に異常事態が発生した場合は、緊急出動へ移行)		
巡回ダイヤの遵守	○	
業務内容の把握	○	
出発報告の履行	○	
無線開局の履行		○
走行中の諸心得(シートベルト着用等)の履行	○	
道路情報の収集		
定例的なもの		○
特別なもの		
道路管制センターからの指示		○
事務所からの指示	○	
収集した道路情報の報告		
定例的なもの		
巡回中		○
帰着時	○	
特別なもの		
道路管制センターからの指示		
巡回中		○
帰着時	○	
事務所からの指示		
巡回中		○
帰着時	○	
無線閉局の履行		○
帰着報告の履行	○	
緊急出動		
出動指示の履行		○
出動申告の履行	○	
無線開局の履行		○

交通管理の業務	事務所	道路管制センター
走行中の諸心得(シートベルト着用等)の履行	○	
現着までの情報収集		○
中央分離帯開口部又は緊急用開口部の使用		○
中央分離帯開口部又は緊急用開口部使用心得の履行	○	
反対側車線の走行指示		○
反対側車線の走行心得の履行	○	
現着報告		○
広報の実施		○
要領に沿った規制種類の選択		○
要領に沿った方法による規制の実施	○	
負傷者の状況報告		○
負傷者応急処置の実施		○
救急出動の要請		○
重大事故(本社報告事故)時の事務所への報告指示		○
危険物等漏洩物の有無確認		○
非危険漏洩物の処理		○
危険物漏洩時の物質名確認		○
危険物漏洩時の現場安全確保		○
道損有無の確認		○
メンテ出動要否の確認		○
レッカー業者出動要否の確認		○
その他事故調査の実施		○
その他報告及び要請		○
関係機関による作業への協力		○
事故車等支障要因の移動		○
規制種類の移行		○
現場離脱の許可		○
作業中の一般的注意事項の履行	○	
無線閉局の履行		○
帰着報告の履行	○	

○実施業務部分検査

検査事項	検査内容
業務報告書の内容確認	① 会社への報告書類の提出は、期日を厳守し、適正になされているか。 ② 報告書類の内容は、適正か。 ③ その他

○事前検査及び完了検査(口)

検査事項	検査内容
業務の実施に関する状況	① 業務が業務実施要領に基づき適正に実施されているか。 ② 人員は仕様書どおり適正に配置されているか。 ③ 監督員の指示を遵守しているか。 ④ その他
勤務に関する状況	① 人員は勤務割表どおり適正に勤務しているか。 ② 勤務交替時には、的確な引継ぎが行われているか。 ③ その他
貸与施設及び支給品の管理に関する状況	① 貸与事務室は適正に管理されているか。 ② 貸与車両の整備・点検等が適正に行われているか。 ③ 貸与品及び支給品は適正に管理されているか。 ④ その他
業務報告書の内容確認	① 会社への報告書類の提出は、期日を厳守し、適正になされているか。 ② 報告書類の内容は、適正か。 ③ その他
その他	① 会社への報告及び書類提出は、期日を厳守し、適正になされているか。 ② 会社業務に協力的か。 ③ その他

事前・完了検査チェックシート

1. 検査年月日

2. 検査対象業務

3. 検査員

4. 検査内容

検査事項	チェック状況
業務の実施に関する状況	
勤務に関する状況	
貸与施設及び支給品の管理に関する状況	
業務報告書の内容確認	
その他	

※ 本チェックシートは、交通管理、法令違反車両取締等、交通管制の各業務別、基地別に作成すること。

※ 不必要な文字は消去すること。

(別記様式第1号)

検 査 員 任 命 書

		整理 番号	
(氏名)	(現職)		
(内容)			
(業務名)			
主任検査員 の 命ずる 検 査 員			
年 月 日			
検査責任者			
職 名 氏名 印			

事前検査調書

主任検査員 _____ 印

1. 業務名

【記入例】(交通管理・法令違反車両取締等のうち)〇〇事務所所掌事務に係る部分

2. 検査箇所

3. 業務概要

4. 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

5. 検査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

6. 契約相手方名

上記業務の事前検査を実施したところ、 年 月 日までの間は、契約書類のとおり業務を履行したと認められたので、この調書を作成します。

以 上

完了検査調書

検査員 _____ 印

1. 業務名

【記入例】(交通管理・法令違反車両取締等のうち)〇〇事務所所掌事務に係る部分

2. 検査箇所

3. 業務概要

4. 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

5. 検査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

6. 契約相手方名

上記業務の完了検査を実施したところ、契約書類のとおり 年 月 日に相違なく完了したと認められたので、この調書を作成します。

以 上

(別記様式第6号)

年 月 日

事前検査調書

検査責任者 _____ 印

1. 業務名

2. 履行場所

3. 業務概要 【記入例】 交通管理、法令違反車両取締等、交通管制

4. 履行期間 年 月 日から 年 月 日まで

5. 検査対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

6. 契約金額 円

7. 契約相手方名

上記業務の事前検査を実施したところ、年 月 日までの間は、契約書類のとおり業務を履行したと認められたので、この調書を作成します。

以 上

